

いわき市農業委員会第33回総会議事録

会長 草野庄一は、令和5年12月22日（金曜日）午前10時00分、いわき市農業委員会総会をいわき市文化センター3階大会議室にて開催した。

1 出席者（計34名）

(1) 農業委員（24名）

1 木田 テイ子	11 鈴木 理	21 新妻 公二
2 四家 誠	12 生田目 祥明	22 大竹 公治
3 志賀 幸	13 菅野 綾	23 木幡 仁一
4 草野 庄一	14 石井 英毅	24 蛭田 元起
5 田子 耕一	15 新妻 信夫	
6 藁谷 昭夫	16 平田 敬一	
7 遠藤 重和	17 箱崎 寿正	
8 佐川 良平	18 鈴木 義直	
9 油座 盛明	19 中根 まり子	
10 岡村 泰典	20 坂本 和徳	

(2) 事務局（10名）

事務局長	矢吹 敬直
事務局次長	中村 祐一
農政振興係長	赤津 剛士
農地調査係長	鯨岡 孝行
農地審査係長	府川 将人
農地審査係 主査	鈴木 昌則
農地調査係 主査	金成 聡司
農地審査係 主査	福田 幸士
農地審査係 主査	浅川 実利
農政振興係 主査（書記）	鹿内 竜也

2 欠席者

なし

3 会議の概要（注：個人情報に係る箇所を除く。）

事務局
(中村次長) それでは、議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会
会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなり
ます。
草野会長、よろしく願いいたします。

議長
(草野会長) それでは、議長を務めさせていただきます。
円滑な議事進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をお
願いいたします。
まず、本日の通告欠席はございません。
現在、委員24名中24名が出席しており、これは、農業委員会等に関する
法律第27条第3項に規定の過半数を超えております。
本日の総会が成立することをご報告いたします。
次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉
会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。
只今より、いわき市農業委員会第33回総会を開会いたします。
次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第
24条第2項の規定により、議長が指名いたします。
議席番号23番木幡仁一委員、議席番号24番蛭田元起委員、以上2名の委
員をお願いいたします。
また、書記は事務局をお願いいたします。
なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通
知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護
条例等に留意の上、その審議過程のすべてを、要約することなく、詳細に
記した議事録を作成し、これを縦覧に供すること。」とされております。
これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の
全てを記載する「全文記録方式」といたします。
また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおい
ても、公表することになっておりますことを申し添えます。
次に、事務局より、会務報告をお願いいたします。

事務局
(中村次長) **【議案書2～3ページにより会務報告】**

議長
(草野会長) これより議事を進めますが、先に留意事項について申し上げます。
総会資料には、個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である
農業委員及び農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられているこ
とから、その取り扱いについては、十分ご注意願います。
次に、議事に入る前に、議案・報告案件で取下げ、追案等があるかどう
か、事務局の説明を求めます。

事務局
(赤津係長) 特に、取下げ、追案等はありません。

<p>議長 (草野会長)</p>	<p>それでは、議事に入ります。 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。 該当する場合には、議案審議の際に申し出てください。 それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (府川係長)</p>	<p>議案書の4ページをお開き願います。 【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。</p>
<p>事務局 (福田主査)</p>	<p>議案説明書2ページをご覧ください。 併せて地図につきましては、別紙現地調査位置図をご覧ください。 番号1番から番号6番につきましては、売買による所有権の移転、番号7番から番号10番につきましては、贈与による所有権の移転となります。 このうち、番号1番及び番号6番が新規就農案件、番号2番が農地所有適格法人による農地の取得となります。 なお、番号6番については、譲受人の居住地と申請地が離れていますが、譲受人は申請地に隣接する住宅を購入し、転居しての営農となります。 以上が、今月の農地法第3条許可による案件となります。 今月の3条申請面積につきましては、田9,320㎡、畑2,253㎡、合計11,573㎡となります。 議案説明書4ページをお開き願います。 許可要件につきましては、3条許可が出来ない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしている記載となっておりますが、現地調査の結果、番号3番から番号5番の譲受人について、農地法第3条第2項第1号「全てを効率的に耕作しない場合」に該当する疑いがあります。 については、現地調査報告の内容を踏まえ、ご審議くださるようお願いいたします。 なお、許可要件の詳細につきましては、次ページでご確認ください。 説明は、以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>只今、事務局より、議案第1号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
<p>14番 石井委員</p>	<p>始めに、番号1番、番号2番及び番号6番の事案につきましては、現地を調査しました結果、特段、問題はありませんでした。 次に、番号3番から番号5番につきましては、申請地に問題はありませんでした。譲受人が所有する四倉町上仁井田地内の農地について、適切</p>

14番
石井委員

に耕作していない状態であることが確認されました。

したがって、農地の全てを効率的に耕作すると認められないことから、不許可相当であると判断します。

報告は、以上です。

議長
(草野会長)

続いて、事務局より、お願いいたします。

事務局
(福田主査)

番号7番から番号10番について、事務局で現地を確認したところ、問題はございませんでした。

報告は、以上です。

議長
(草野会長)

只今の報告では、番号1番、番号2番及び番号6番から番号10番については、許可相当であり、番号3番から番号5番については、不許可相当であるとの報告がありました。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

5番
田子委員

番号3番から番号5番までが、不許可相当であるという意見を受けましたが、具体的にどういうことなのでしょうか。

詳しい事情があるのであれば、それをお聞かせ頂いた方が判断しやすいと思います。

事務局
(福田主査)

議案説明書の5ページをお開き願います。

こちらが農地法第3条の許可基準の解説となっております。

第3条第2項の各号に該当する場合には、許可することができないと定められておまして、今回の場合は、第1号「全てを効率的に耕作しない場合」に該当いたします。

譲受人が耕作すべき農地を適切に耕作しないままに、新たに農地を求められているという状態ですので、不許可相当であると判断されます。

議長
(草野会長)

田子委員、よろしいでしょうか。

5番
田子委員

はい。

議長
(草野会長)

そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

12番
生田目委員

現在所有している田が140a、畑が56aと記載されております。

耕作されていないとのことですが、どのぐらい耕作されていないのかお聞きいたします。

事務局 (福田主査)	面積等の正確な資料は持ち合わせておりませんが、申請地に隣接する本人が所有の農地2筆が、耕作されていない状況であることを確認しております。
	なお、地目は「畑」となります。
議長 (草野会長)	生田目委員、よろしいですか。
12番 生田目委員	はい。
議長 (草野会長)	そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。
18番 鈴木(義) 委員	番号9番について、お伺いいたします。 贈与を受ける方が90歳なのです。 90歳の方が、田んぼを耕作出来るのか疑問です。
事務局 (福田主査)	まず、譲受人と譲渡人の関係からご説明いたします。 2人は兄弟で、譲受人が兄、譲渡人が弟になります。 当該農地の管理は、元々譲受人の兄が行っておりました。 只今のご質問である90歳で耕作出来るのかということですが、現在耕作しているのは譲受人の妻だとお聞きしております。 今回については、あくまでも「同一経営体」として、申請書を受理しているところです。 また補足として、収穫期などの繁忙期には、息子と娘も作業に従事しているとのことでした。
18番 鈴木(義) 委員	それなら、息子さんに贈与すれば良かったのではと思うのですが、何か背景があったのでしょうか。
事務局 (福田主査)	私もその点については確認いたしましたが、息子も娘も臨時の作業従事ということで、「農業に常時従事する」という農地法第3条の要件に該当しないことから、こういった申請内容となっております。
議長 (草野会長)	鈴木義直委員、よろしいでしょうか。
18番 鈴木(義) 委員	はい。

議長
(草野会長)

そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第1号について、番号1番、番号2番及び番号6番から番号10番については、原案のとおり許可とし、番号3番から番号5番については、農地の全てを効率的に耕作すると認められないことから、不許可とすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、只今の説明のとおり可決いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書の5ページをお開き願います。

【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(浅川主査)

議案の説明に入る前に、案件の取下げが2件ございます。

議案説明書の8ページ、番号3番（常磐藤原町の案件）と、9ページ、番号10番（好間町上好間の案件）の2件につきまして、取下げ願が提出されましたので、削除願います。

これにより、今月の5条許可の合計面積が変更となります。

田の面積につきまして、8,729㎡から7,235㎡へ変更となります。

併せて、合計面積が13,585㎡から12,091㎡へ変更となります。

訂正をお願いいたします。

それでは、議案の説明に移ります。

議案説明書の7ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

議案説明書の8ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聴きくださるようお願いいたします。

なお、「現地調査位置図」は10ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5077番からとなります。

ご準備よろしいでしょうか。

それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。

番号1番、山田町、いずれも畑、計1,652㎡、太陽光発電設備、所有権の移転です。

番号2番、山田町、田654㎡、仮設事務所・資材置場敷地、所有権の移転です。

番号4番、常磐三沢町、田1,301㎡、太陽光発電設備、所有権の移転で

事務局
(浅川主査)

す。

番号5番、常磐上矢田町、田 919 m²、太陽光発電設備、所有権の移転です。

番号6番、常磐上矢田町、田 978 m²、太陽光発電設備、所有権の移転です。

番号7番、内郷高野町、田 1,102 m²、太陽光発電設備、所有権の移転です。

番号8番、内郷高野町、田 695 m²、太陽光発電設備、所有権の移転です。

番号9番、小川町西小川、いずれも畑、計 1,186 m²、太陽光発電設備、所有権の移転です。

番号11番、三和町上市萱、田 966 m²、太陽光発電設備、所有権の移転です。

番号12番、渡辺町上釜戸、いずれも畑、計 491 m²、臨時駐車場としての一時転用、賃借権の設定です。

番号13番、三沢町、いずれも田、計 620 m²、資材及び掘削土置場としての一時転用、賃借権の設定です。

番号14番、内郷白水町、いずれも畑、計 1,527 m²、資材置場としての一時転用、賃借権の設定です。

以上12件、面積は、田 7,235 m²、畑 4,856 m²、合計 12,091 m²となります。

このうち、番号8番について、補足説明いたします。

番号8番の申請地、内郷高野町については、許可申請に先立つ転用相談の段階において、現地が砂利敷きになっている旨確認したことから、農地を農地以外のものに無断で転用している状態であることを指摘し、農地性の回復を経てから申請するよう指導したところです。

その後、「是正措置を講じた」との報告を受けて、許可申請を受理しましたが、事務局で現地を確認しましたところ、筆の一部に砂利が残っており、是正したと思われる箇所も、ただ土を被せただけの状態に見受けられました。

農地の無断転用については、農地転用の許可をすることができない場合について定めた、農地法第5条第2項第3号中の「農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと」に該当いたします。

また、福島県農業担い手課が作成した「農地法関係事務処理の手引」には、「無断転用等の農地法違反行為があり、是正がされていない場合」は、許可をすることができない。」と記載されております。

これらの事情及び現地調査担当委員からの調査報告を踏まえ、許可の可否をご審議いただきますようお願いいたします。

なお、番号7番、内郷高野町については、譲渡人（土地所有者）が番号8番と同一人であることから、仮に番号8番が「不許可」と決定した場合、同様に「転用行為に必要な信用があると認められないこと」に該当するた

<p>事務局 (浅川主査)</p>	<p>め、番号7番も併せて「不許可」となります。</p> <p>それ以外の番号1番、番号2番、番号4番から番号6番、番号9番及び番号11番から番号14番については、農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を適正に満たしております。</p> <p>説明は、以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>只今、事務局より、議案第2号について説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
<p>13番 菅野(綾) 委員</p>	<p>番号1番、番号2番、番号4番から番号6番、番号9番、番号11番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。</p> <p>番号8番について、農地性の回復に至っているかの観点から調査を行いました。筆の一部に砂利が残っており、是正したと思われる箇所も、ただ土を被せただけの状態であったため、「是正が不十分である」と言わざるを得ず、転用行為に必要な信用があるとは断言できないことから、転用許可の要件の一つである「一般基準」を満たさないと判断します。</p> <p>よって、番号8番は「不許可相当」と考えます。</p> <p>番号7番については、申請地自体に問題はありませんでしたが、譲渡人が番号8番と同一人であるため、「譲渡人に、転用行為に必要な信用があると断言できない」となることから、同じく「不許可相当」と考えます。</p> <p>報告は、以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>続いて、事務局より、お願いいたします。</p>
<p>事務局 (浅川主査)</p>	<p>番号12番から番号14番について、一時転用案件であることから、事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。</p> <p>報告は、以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>只今の報告では、番号1番、番号2番、番号4番から番号6番、番号9番、番号11番から番号14番については、許可相当であり、番号7番、番号8番については、不許可相当であるとの報告がありました。</p> <p>これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。</p>
<p>18番 鈴木(義) 委員</p>	<p>この番号1番、4番、5番、6番などの太陽光の会社ですが、多分、株式会社エコスタイルという会社で、農地を持っている皆さんにもダイレクトメールが届いていると思います。</p> <p>うちの地区でも私に相談がありまして、この株式会社エコスタイルという会社はどのような会社なのか。</p> <p>それから、この株式会社エコスタイルに売却した場合、適切に保守メンテナンスなどを行う会社なのかと聞かれました。</p>

18番 鈴木（義） 委員	そのあたりの情報がありましたら教えて頂きたいのと、あと個人的にどのぐらいの売価で販売してるのか、後程で良いので教えて頂きたいと思います。
事務局 （浅川主査）	<p>鈴木義直委員のおっしゃるとおり、譲受人の株式会社E S-M I R A I は、株式会社エコスタイルの関連会社であると事務局でも承知しております。</p> <p>この株式会社エコスタイルですが、スーパーマーケット大手のイオン等へ売電しているという情報を入手しております。</p> <p>売電価格が国の定めによらず自由に決めて良いということで、最近申請が増えているところでございます。</p> <p>なお、会社の概要については、後程お知らせいたしますが、土地の売買価格について例に挙げますと、番号1番については、面積1,652㎡の畑で120万円となっております。</p>
事務局 （福田主査）	<p>株式会社エコスタイルのグループ企業ということでお話いたしますが、まず株式会社エコスタイルにおいては、昨年度までですと本市で10件前後の申請があったと認識しております。</p> <p>事務局が把握している範囲では、管理が悪いという相談は受けておりません。</p> <p>また、株式会社E S-M I R A I については、昨年度から数件程度の申請がありまして、株式会社エコスタイル同様に、管理が悪いという相談は受けておりません。</p> <p>申請件数が増加したのは本年度からですので、今後については注視すべきですが、現時点では、事務局として悪いイメージは持っておりません。</p>
事務局 （浅川主査）	<p>メンテナンスの件について、補足いたします。</p> <p>株式会社E S-M I R A I からの申請書においては、年2回の定期的な除草作業を行うと記載されております。</p>
議長 （草野会長）	鈴木義直委員、よろしいですか。
18番 鈴木（義） 委員	はい。
議長 （草野会長）	そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
5番 田子委員	番号8番についてですが、既に砂利が敷かれていたとのこと。砂利は譲渡人が敷いたのか、それとも譲受人なのか、それによってペナ

5 番
田子委員

ルティのかけ方に差が出ると思います。
どちらなのか教えてください。

事務局
(福田主査)

申請代理人からの聞き取りによりますが、砂利に関しては、9月の台風により流入したものと聞いております。

現状において農地性が失われていることから、復旧してから申請するようにと指導を行ったのが経過でございます。

故意によるか否かに関わらず、責任は土地の所有者である譲渡人にあると解釈しております。

議長
(草野会長)

田子委員、よろしいですか。

5 番
田子委員

はい。

議長
(草野会長)

そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第2号について、番号1番、番号2番、番号4番から番号6番、番号9番、番号11番から番号14番については、原案のとおり許可とし、番号8番については、転用許可の要件の1つである「一般基準」を満たさないと判断され、番号7番についても、譲渡人が番号8番と同一人であることから、いずれも不許可とすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、只今の説明のとおり可決いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書の6ページをお開き願います。

【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(鈴木主査)

説明に入る前に資料の訂正があります。

議案説明書31ページ、番号23番、貸し手の住所・氏名についてです。

正しいものについて、読み上げます。

住所につきましては瀬戸町、氏名につきましては（氏名は不表示）となります。

それでは、説明に入ります。

資料11ページをお開きください。

農用地利用集積計画の内容について説明をさせていただきます。

事務局
(鈴木主査)

12 ページをお開きください。

第7号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により、農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転貸する事案でございます。

実施地区は、勿来(瀬戸地区内)、借り手25名、貸し手89名、対象筆数、田256筆、面積、田373,397.76㎡となっております。

また、第8号につきましては、実施地区は、勿来、借り手10名、貸し手25名、対象筆数、田48筆、面積、田53,665㎡となっております。

なお、資料13ページ以降の詳細な説明は、省略させていただきます。

以上、第7号及び第8号の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条及び第10条の要件を満たしていると考えます。

説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第3号「いわき市農用地利用集積計画について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号「非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案書の7ページをお開き願います。

【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(金成主査)

本日お配りしている資料1をお開き願います。

非農地の判断について、説明いたします。

番号1番から8番については、利用状況調査の結果、長年耕作がされておらず、既に原野化している農地について、非農地判断を行うものです。

今般、非農地判断することについて、地権者等から申出があり、地権者からの合意を得られたことから、その判断をお諮りするものです。

なお、現地調査については、勿来地区審議会の委員において実施しております。

12月分は、田9筆9,749.90㎡、畑29筆10,225㎡、合計38筆19,974.90㎡です。

現地の様子については、この後、前面のモニターに投影させていただきます。

説明は、以上です。

【現地の様子をモニターに投影】

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第4号について、説明がありました。
ここで、現地調査時の意見の報告をお願いします。

24番
蛭田(元)
委員

番号1番から8番について、勿来地区審議会の蛭田金治委員、三戸進委員と一緒に現地を確認しましたが、既に原野・山林の様相を呈している状況であります。

非農地化することに関しては、特段、問題ありません。
報告は、以上です。

議長
(草野会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。
これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

18番
鈴木(義)
委員

非農地化した今の案件の中で、田んぼに隣接している非農地がありました。

非農地化した場合、例えば先ほどの太陽光パネルの業者が、何の申請もなくパネルを設置することが可能になるのか、教えて頂きたいと思います。

事務局
(金成主査)

非農地化した農地につきましては、総会の議決をもって農地法第2条には該当しないということを議決して頂くことになります。

現況として非農地だということになりますと、農地法上の手続きの必要はなくなります。

正し農業振興法における農振農用地内といったところについては、他の法律の制限を受ける場合が当然ございます。

18番
鈴木(義)
委員

そうすると、簡単に太陽光パネルが設置できるという理解で良いですね。

事務局
(金成主査)

はい。

議長
(草野会長)

今回の案件は、農振農用地ではないのだね。

事務局
(金成主査)

はい。

議長
(草野会長)

そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

議長
(草野会長)

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第4号「非農地の判断について」は、原案のとおり可決いたします。

時間が押しておりますが、ここで議案第5号に入る前に、5分間の休憩を取ります。

11時30分まで休憩といたします。

【5分間の休憩】

それでは、議事を再開いたします。

議案第5号「令和6年いわき市農作業労働賃金標準額表(案)について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(赤津係長)

議案書の8ページをお開き願います。

【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(鹿内主査)

事務局から説明いたします。

資料2-1 令和6年いわき市農作業労働賃金標準額表(案)及び資料2-2 令和6年いわき市農作業労働賃金標準額の協議結果について、ご覧ください。

前回の総会にて、標準額表の「原案」をご承認いただきました。

その後は、福島さくら農業協同組合いわき統括センターに対し、「原案」の承認依頼を行いまして、12月1日付けでその承認を得たところです。

つきましては、資料2-1 令和6年標準額表(案)のとおり、決定してよろしいかお諮りいたします。

また、資料2-2 令和6年標準額の協議結果につきましては、標準額表と併せて、市ホームページにて公開するものとなります。

内容につきましては、前回までの総会において、協議・報告して来た内容と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

なお、農協からの原案の「承認書」についても、添付しておりますので、ご確認いただければと思います。

令和6年標準額表(案)のご承認について、よろしく願いいたします。説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第5号について、説明がありました。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

2番
四家(誠)
委員

資料を見てびっくりしたのですが、農協からの「承認書」が添付されております。

農協においては、私も入っております「水稻部会」において、農作業労働賃金の承認を行っております。

「承認書」には、いわき統括センターの代表者の名前が載っております。部会の名前などは載っておりません。

2番 四家（誠） 委員	これは部会を軽視した行為であると思われまので、部会として承認は賛成しかねると判断いたします。 もう一度、農協へ差し戻して頂くわけにはいかないでしょうか。
事務局 （赤津係長）	我々は、農協に対して「承認願」を出しております。 四家誠委員のお話は、農協内部でご確認されるものと思われま。
議長 （草野会長）	四家誠委員は、農協の「水稻部会」の立場もありますが、ここでは農業委員でありますので、今の件については、別途、農協とご確認ください。 よろしいですね。
2番 四家（誠） 委員	はい。
議長 （草野会長）	そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
事務局 （府川係長）	【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第5号「令和6年いわき市農作業労働賃金標準額表（案）について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、報告第1号から第4号まで、一括して事務局の説明を求めま。 議案書の9ページをお開き願います。 【報告第1号を朗読し、報告事項（農地法第3条の3第1項の規定による届出について）を説明】 それでは、議案説明書の39ページから45ページをお開き願います。 今月の報告件数は28件、権利の移動理由は、全て「相続」です。 権利の取得面積は、田67,509.60㎡、畑35,946.00㎡、合計103,455.60㎡です。 以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。 続きまして、議案書の10ページをお開き願います。 【報告第2号を朗読し、報告事項（農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について）を説明】 議案説明書の47ページから49ページをお開き願います。 今月の報告件数は8件、転用面積は、田2,722.99㎡、畑4,610㎡、合計7,332.99㎡です。 以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。 続きまして、議案書の11ページをお開き願います。 【報告第3号を朗読し、報告事項（農地法第5条第1項第6号の規定に

事務局 (府川係長)	<p>よる農地転用届出について) を説明】</p> <p>議案説明書の 51 ページから 54 ページをお開き願います。</p> <p>今月の報告件数は 14 件、転用面積は、田 6,312 m²、畑 2,971 m²、合計 9,283 m²です。</p> <p>以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。</p> <p>続きまして、議案書の 12 ページをお開き願います。</p> <p>【報告第 4 号を朗読し、報告事項（農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について）を説明】</p> <p>議案説明書の 55 ページから 56 ページをお開き願います。</p> <p>今月の報告件数は 2 件、面積は、田 1,730 m²、畑 683 m²、合計 2,413 m²です。</p> <p>以上、合意解約通知がありましたので報告いたします。</p> <p>報告は、以上です。</p>
18番 鈴木（義） 委員	<p>報告第 4 号ですが、番号 1 番の所在地が間違っていると思うのですが。</p> <p>平下平窪字（以下、不表示）という地名はなかったと思います。</p>
事務局 (府川係長)	<p>届出の原本が手元にありませんので、後程確認して訂正がある場合には、次回総会等にて報告いたします。</p>
18番 鈴木（義） 委員	<p>お願いします。</p>
議長 (草野会長)	<p>次に、報告第 5 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (赤津係長)	<p>議案書の 13 ページをお開き願います。</p> <p>【報告第 5 号を朗読し、報告事項（引き続き農業経営を行っている旨の証明書について）を説明】</p> <p>議案説明書の 57 ページから 58 ページをお開き願います。</p> <p>今月の交付件数は 1 件、面積は、田 3,395 m²、畑 671 m²、合計 4,066 m²です。</p> <p>以上、事務局長が専決し、証明書を交付しましたので報告いたします。</p> <p>報告は、以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>以上、事務局説明のとおりですのでご承知願います。</p> <p>次に、協議事項に入ります</p> <p>「第 18 期いわき市農地利用最適化推進委員の募集について」、事務局の説明を求めます。</p>

事務局
(鹿内主査)

事務局からご説明いたします。

「第18期いわき市農地利用最適化推進委員の募集について」、資料3-1及び資料3-2をご準備ください。

前回の総会にて、第18期推進委員の募集に係る概要や事務スケジュールについて、ご説明したところです。

また、推進委員の選任にあたり設置することが必要となります「評価委員会」に係る問題点についても、併せてご説明し、「いわき市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱」の改正と、それに伴う、評価委員の会長指名者について、ご承認を頂いたところです。

前回のご協議を踏まえまして、募集要項の(案)について、資料3-1のとおり作成いたしました。

内容の主な部分について読み上げますので、ご確認願います。

1 募集人数 32人。

2 主な業務、担当区域において主に、農地利用の最適化に係る次の業務を行います。

(1)農地の利用状況調査、利用意向調査、(2)担い手への農地利用の集積・集約化、(3)遊休農地の発生防止・解消、(4)新規参入の促進、(5)農業者の相談業務等、(6)担当区域単位で適宜開催する地区会議への出席、(7)必要に応じて総会等への出席。

3 任期、令和6年7月8日から3年間。

4 身分、いわき市特別職の非常勤職員。

5 報酬、月額55,000円。

6 資格要件、農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方。
非該当要件については、記載のとおりです。

7 募集期間、和6年2月1日から29日までの1か月間。

8 問合せ先、いわき市農業委員会事務局及び農林水産部農政流通課。
次に2ページ目をご覧ください。

9 申込方法、問合せ先に提出書類を持参又は郵送してください。
農業委員と推進委員の兼務はできませんが、両方に申込み可能です。
ただし、農業委員への申込みが優先されます。

10 提出書類、推薦・応募の別に応じ、指定の書類を提出してください。

(1)個人が推薦する場合は、別紙第1号様式に、住民票を添付、(2)団体等が推薦する場合は、別紙第2号様式に、住民票を添付、(3)自ら応募する場合は、別紙第3号様式に、住民票を添付。

11 公表、募集期間の「中間」及び「終了後」に、提出書類の内容を市のホームページで公表します。

(1)推進をし、又は応募する区域、(2)推薦をする個人の氏名、職業、年齢及び性別、(3)推薦をする団体の名称、目的、代表者等指名、構成員の人数、構成員の資格及び当該推薦をする者の性格を明らかにする事項、(4)推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況、(5)推薦又は応募の理由、(6)農業委員への申込みをしているか否かの別。

事務局
(鹿内主査)

12 選定方法、候補者の選定にあたっては、主に次の事項を評価します。
(1)自薦、他薦の別、(2)推薦団体等の農業分野や地域活動の取り組み状況等、(3)候補者の経歴、農業経営の状況、地域における活動等、(4)推進委員として期待できる推薦理由や応募の抱負。

13 選定結果、令和6年7月上旬頃に通知する予定です。
3 ページ目以降につきましては、各様式と記載例になります。
前回との変更点ですが、個人推薦用の第1号様式及び団体推薦用の第2号様式については、「推薦を受ける区域」の欄が、前回までは、複数の地区を記載できましたが、今回は、1地区のみの記載としております。
なお、自己推薦用の第3号様式については、前回同様に、希望の地区を複数記載できます。
各自ご確認頂ければと思います。
募集要項(案)の内容については、以上となります。
次に、資料3-2につきましては、前回、ご承認頂きました「評価委員会の設置要綱」となります。
裏面には、改正に係る「新旧対照表」と「評価委員会の委員一覧」も掲載しておりますので、説明は省略させていただきますが、こちらも併せてご確認頂ければと思います。
本総会において、募集要項のご承認を頂いた後は、本日午後を開催する「第9回全員協議会」において、第18期推進委員の募集について、周知を図る予定です。
説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、説明がありました。
これについて、委員の皆様からご意見・ご質問はございますか。
【意見・質問なし】
ご質問がないようでありますので、「第18期いわき市農地利用最適化推進委員の募集について」は、事務局説明のとおりといたします。

次に、その他に入ります。
まずは、事務局から何かありますか。

事務局
(赤津係長)

【資料4】いわき市里山の暮らしを支える地域づくり有識者懇談会委員の推薦について(依頼)
⇒ 生田目委員の推薦が役員会において決定したことを、上記資料により報告した。

議長
(草野会長)

そのほか、委員の皆様から何かございますか。

18番
鈴木（義）
委員

お願いというか、心配事がありましてご相談です。

9月の台風13号の被害により、耕作できない農地が出てきたことは、皆さんもご承知のところだと思います。

全ての農地を行政が原状回復するわけではなく、ある要件においては、自分で農地を回復しなければならないということを知りました。

その状況を農業委員会で把握しているのかということ。

今後、耕作放棄地が増えていくことが予想されますので、是非その状況を把握して頂き、農業委員や農地利用最適化推進委員に情報提供して頂けるようお願いいたします。

議長
（草野会長）

鈴木義直委員の意見について、私がお話いたします。

12月議会が終わったばかりですが、先の9月議会が被災対応で流れた訳です。

その被災関連の質問が12月に沢山ありました。

激甚災害に認められれば、国の特別な財政援助が受けられますが、現実にはまだ先が見えていない状況です。

被害が相当各地に広がっており、この対応については、我々も申し入れしました。

また、農林水産部としても、議会において沢山の質問に答えました。

その中で私の答弁もございました。

現状、各関係機関がそれぞれの対応に追われている状況であります。

状況の把握という点に関しては、まだ明確なものは見えておりませんので、順次情報を整理しまして、農業委員会としても、委員の皆様にお知らせして行きたいと思っております。

そういったことで、ご理解頂きたいと思っております。

そのほか、委員の皆様から何かございますか。

【意見・質問なし】

特にないようですので、以上をもちまして、いわき市農業委員会第33回総会を閉会いたします。

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	番号1番、2番、6番から10番は許可、番号3番から5番は不許可と可決
第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	番号1番、2番、4番から6番、9番、11番から14番は許可、番号7番から8番は不許可と可決 (番号3番、10番は取下げ)
第3号	いわき市農用地利用集積計画について	原案のとおり可決
第4号	非農地の判断について	原案のとおり可決
第5号	令和6年いわき市農作業労働賃金標準額表(案)について	原案のとおり可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第5号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員 該当者なし

6 本総会の閉会時刻

午前12時00分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

23 木幡 仁一

24 蛭田 元起